

00840

鳥取縣公報

昭和二十二年四月廿二日

本書ノ大キサハ國定規格ルA判

告示

◆鳥取縣告示第百五十二號

昭和二十二年閏令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣東伯郡下中山村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を地方長官に對し求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年四月二十六日より 同 年四月三十一日まで

◆鳥取縣告示第百五十三號

價格等取締規則第二條の規定により「八橋オコシ」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月二十二日

◆鳥取縣告示第百五十四號

價格等取締規則第二條の規定により「八橋オコシ」の販賣

鳥取縣公報 每週火金曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十二年四月二十二日

第千八百三號

昭和二十二年四月二十二日

一

第三種郵便物認可

一

